

改正相続法の論点総整理

令和2年12月26日
福岡県司法書士会 及川修平

1. 配偶者短期居住権

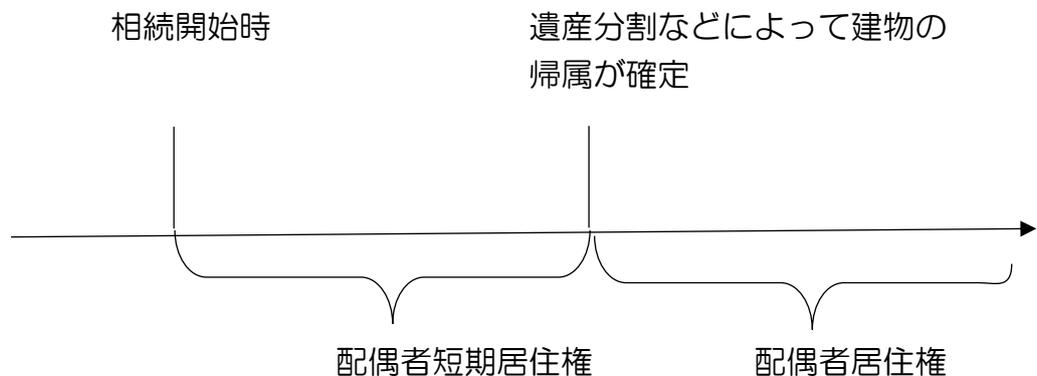
Aさんは、令和2年6月1日に自宅で亡くなった。
自宅には残された配偶者であるBさんが住んでいた。相続人としてはBさんのほか、亡くなったAさんの元配偶者とAさんの子であるCさんとDさんがいる。

設問1. Aさんは、多額の借金を抱えていたケース。Bさんは相続放棄を検討しています。Bさんは配偶者短期居住権を主張できるでしょうか？

設問2. 令和2年12月1日、Bさん・Cさん・Dさんが遺産分割協議を行い、自宅不動産をDさんの名義とすることになった。
Aさんが亡くなり、遺産分割協議が成立するまでの間、Bさんが配偶者短期居住権を主張する期間の固定資産税はだれが負担するのでしょうか？

(1) 配偶者（短期）居住権のおさらい

配偶者（短期）居住権のイメージ



(2) 配偶者短期居住権とは…

配偶者がそれまで住んでいた建物について、遺産分割などにより建物の帰属が明確となるまでの間は、引き続き無償でその建物を使用できるとするもの。

最高裁平成8年12月17日判決がベースとなっている。

「相続人の一人が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に同居していた場合は、特段の事情がない限り、被相続人との間で、相続開始を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立しているものと推認される」

今回の改正法では、最高裁判決と射程が異なる。

最高裁判決は対象を配偶者に限定していない。

遺言などで第三者に不動産を譲渡している場合には最高裁判決の射程は及ばない。

(3) 配偶者短期居住権の要件

相続開始時に被相続人所有の建物に

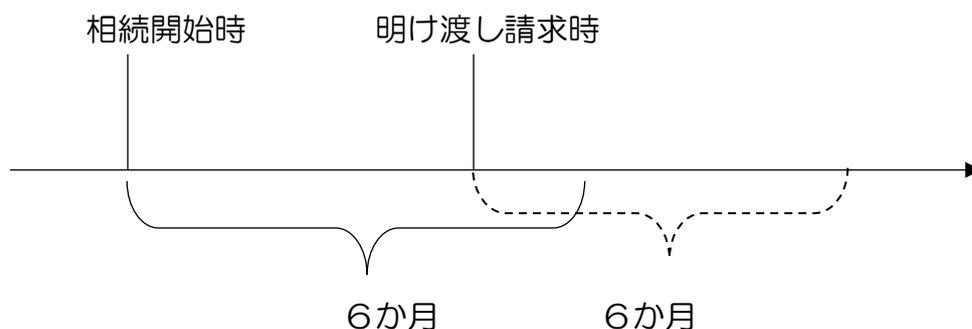
無償で

居住していた場合に

居住建物について遺産分割をすべきときその物件の帰属が確定した日又は相続開始のときから6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日まで

引き続きその建物を無償で使用することができる。

遺言または死因贈与により、第三者が建物の所有権を取得したときは、配偶者は短期居住権消滅の申し入れより6ヶ月その建物を無償で使用できる。



配偶者が配偶者居住権を取得した場合、短期居住権は発生しない。

配偶者が欠格事由、排除されていた場合は、短期居住権は発生しない。

配偶者が相続放棄をしていた場合でも短期居住権は発生する。

(4) 短期居住権の効力

配偶者が短期居住権を得たことによって得た利益は、遺産分割をする際には財産的な評価をしない。

用法遵守義務、善管注意義務が課せられる。

修繕についての規定は1041条にて配偶者居住権の規定（1033条及び1034条）を準用。

通常必要費は配偶者負担

臨時必要費（不慮の風水害により家屋が損傷した場合の修繕費用など）は含まれない。

配偶者は、居住建物の使用に必要な修繕をすることができる。

居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

居住建物が修繕を要するとき（1033条第1項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。）、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

第600条を準用（1041条にて準用）

※第600条

契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。

2 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第三者に使用させることは禁止(例外として所有者の同意がある場合)

(5) 短期居住権の終了

居住建物取得者はいつでも配偶者短期居住権の消滅の申し入れができる。

※ただし期間については(3)のとおり

次の場合は相続人からの請求で消滅する。

用法遵守義務に違反したとき

配偶者が第三者に建物を使用させたとき

配偶者が死亡した場合は当然に終了

短期居住権が終了した場合は、配偶者は原状回復義務を負う。

回答

設問1

配偶者が相続放棄をしても配偶者短期居住権の主張はできる。

設問2

配偶者短期居住権を主張するBさんは通常が必要費を負担する。固定資産税は通常が必要費に含まれるものとされており、配偶者が負担する。

2. 配偶者居住権

Aさんは、令和2年6月1日に自宅で亡くなった。自宅には残された配偶者であるBさんが居住していた。

相続人はAさんの元配偶者の子CさんとDさんがいる。

設問1. Aさんは、令和2年5月1日、遺言を作成し、その内容は「配偶者であるBさんに配偶者居住権を相続させる」というものであった。この遺言は有効でしょうか？

設問2. Bさん、Cさん、Dさんが遺産分割協議をして、所有権者をCさんとし、Bさんに対して存続期間をBさんが亡くなるまでとする配偶者居住権が設定された。

しばらくの間は自宅で生活をしていたBさんであったが、自宅での生活が困難となってしまい、老人ホームに入居することとなった。自宅不動産の所有者Cさんは、配偶者居住権を抹消し、自宅不動産を売却しようと考えている。

このような場合、どのような点に注意しなければならないでしょうか。

設問3. 令和1年8月9日に作成された遺言に「配偶者であるBさんに配偶者居住権を遺贈する」とあった場合、この遺言は有効でしょうか。

(1) 配偶者居住権とは…

配偶者が相続開始のときに居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者にその建物の使用収益を認める権利

(2) 配偶者居住権の要件

相続開始の際に居住していた配偶者に対して、

遺産分割によって設定する方法

遺贈によって設定する方法

死因贈与契約によって設定する方法 がある。

裁判所の審判による場合

相続人全員の合意による方法

配偶者が配偶者居住権の取得を希望しており、所有者の不利益の程度を考慮しても配偶者の生活を維持するために配偶者居住権を取得させることが特に必要と認められる場合

※居住の要件について

一時的に入院したり介護施設に入所したりしていてもよい。

必ずしも住民票上の住所でなくともよい。

複数の生活の本拠が認められる場合もある。

配偶者と同居していなくともよい。

所有者たる配偶者にとっては、生活の本拠のない別荘であってもよい。

また登記上の建物の種類が「居宅」であることを要しない。

※居住建物が被相続人と配偶者以外の者との共有である場合は、配偶者居住権は成立しない（1028条1項但し書）

(3) 配偶者居住権の効力
使用収益権がある

配偶者居住権の評価方法

配偶者が配偶者居住権を取得した場合は、配偶者はその財産的価値に相当する財産を相続したものとして扱う。

※配偶者居住権の評価方法は？

配偶者居住権の評価方法は法定されていない。

平成31年度税制改正大綱では…

建物の評価

(建物の時価)

残存耐用年数-存続期間

— (建物の時価) × 残存耐用年数

× (存続年数に応じた民法の法定利率による複利原価率)

残存耐用年数は居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

存続期間については、

存続期間が定められている場合はその期間、

配偶者居住権が終身の間と設定された場合における

残存年数は配偶者の平均余命年数をいう。

敷地の評価は

(土地等の時価)

— (土地等の評価) × (存続年数に応じた民法の法定利率による福利原価率)

対抗要件は登記

配偶者には用法遵守義務、善管注意義務が課せられる。

修繕については1033条及び1034条にて規定

・ 通常必要費は配偶者負担

臨時必要費(不慮の風水害により家屋が損傷した場合の修繕費用など)は含まれない。

- 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

居住建物が修繕を要するとき（1033条第1項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。）、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

- 第600条を準用（1041条にて準用）

※第600条

契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。

2 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

配偶者居住権は譲渡することができない

第三者に使用収益させることは禁止（例外として所有者の同意がある場合）

(4) 配偶者居住権の終了

次の場合は所有者からの是正の勧告をし、是正されない場合は、所有者は配偶者居住権を消滅させることができる。

用法遵守義務に違反したとき

配偶者が第三者に建物を使用収益させたとき

配偶者が死亡した場合は当然に終了

配偶者居住権が消滅した場合は、配偶者（またはその相続人）は原状回復義務を負う。

(5) 施行日は令和2年4月1日

配偶者居住権に関する規定は（新法1028条から1036条）施行日前にされた遺贈については適用されない。

回答

設問1

配偶者居住権の設定方法は、遺贈、死因贈与契約、遺産分割による設定方法がある。

法は、いわゆる「相続させる遺言」によって設定する方法は予定していない。厳密にはダメだが、遺贈されたものと解釈される例が多いものと思われる。

設問2

Bさんの配偶者居住権は期間を終身のもので評価されている。

これを期間の途中で抹消することになるので、配偶者居住権の残存価値部分については所有者であるCさんに贈与されたものと評される可能性がある。

設例3

配偶者居住権に関する規定の施行日は、令和2年4月1日であるので、それ以前になされた遺贈、死因贈与、遺産分割においては、配偶者居住権の設定をすることはできない。

3. 配偶者居住権をめぐる登記について

(1) 登記の申請構造

- ① 居住建物の所有者を登記義務者として、配偶者居住権を取得した配偶者を登記権利者とする共同申請によって行う

配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う(1031条1項)

配偶者居住権の登記申請をするに際しては前提として所有権の登記が必要。

- ② 遺言執行者がある場合について

登記義務者の立場から、その資格において登記申請が可能。

この場合、遺言執行者として指定されたことを証する遺言書、選任審判書などの書面を資格を証する情報として提供する。

- ③ 建物所有権を他の相続人に、配偶者居住権を配偶者に、それぞれ相続させる遺言(特定財産承継遺言)がある場合はどうなるか？

同時に配偶者居住権を配偶者に遺贈しているときは、建物所有権の帰属について合理的に意思解釈して、負担付遺贈の趣旨として解釈するものとされた(令2・3・30民二324通達3(1)イ(イ)後半)。

→建物所有権について遺贈を原因として所有権移転登記申請をしたうえで、配偶者居住権について遺贈を原因として設定登記申請をする。

※「相続させる遺言」とは？

相続させる遺言とは、遺産分割方法の指定とされる。

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、当該遺産は、被相続人の死亡の時に直ちに相続により承継される(最判平成3年4月19日)。

※負担付相続させる遺言は可能か？

- ④ 配偶者居住権を遺贈しているが、建物所有権の帰属が定まらない
遺産共有状態の建物所有権について、保存行為として配偶者が単
独で法定相続分による所有権移転登記申請をすることができる。

② 申請情報等

① 登記原因について

遺産分割による場合 「年月日遺産分割」

遺贈である場合 「年月日遺贈」

死因贈与である場合 「年月日死因贈与」

※登記記録上の記載については、「年月日贈与」とされることに
注意。

② 存続期間が登記事項となる

ア 存続期間の定めがない場合

存続期間の定めがない場合、相続開始時を始期とするときは「存
続期間 年月日から配偶者居住権者の死亡時まで」と記載し、遺
産分割成立時を始期とするときは、単に「存続期間 配偶者居住
権者の死亡時まで」とすることで足りる。

イ 存続期間に別段の定めがある場合

「存続期間 年月日から〇年又は配偶者居住権者の死亡時まで
のうち、いずれか短い期間」や「存続期間 年月日から年月日ま
で又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間」
などと記載する。

③ 第三者に使用収益をさせることを許す旨の定め

「特約 第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる」
などと記載する。

③ 添付情報について

① 登記原因証明情報について

ア 遺産分割による場合

遺産分割協議書を添付（配偶者を除く相続人全員の実印による
押印と印鑑証明書付）。

被相続人の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書等及び相続
人全員 of 戸籍個人事項証明書等を添付。

これらの書面で、配偶者が相続開始時に被相続人と婚姻していたこと及び建物に居住していたことが明らかでない場合は、それらを明らかなる情報を添付（被相続人の住民票の除票や戸籍全部事項証明書、配偶者の住民票の写しなど）するが、報告形式の登記原因証明情報を作成して提供することでも足りる。

イ 遺贈による場合

遺言書を添付。

被相続人の死亡を証する戸籍全部事項証明書を添付。

これらの書面で、配偶者が相続開始時に被相続人と婚姻していたこと及び建物に居住していたことが明らかでない場合は、それらを明らかなる情報を添付（被相続人の住民票の除票や戸籍全部事項証明書、配偶者の住民票の写しなど）するが、報告形式の登記原因証明情報を作成して提供することでも足りる。

ウ 死因贈与による場合

死因贈与契約書を添付。

被相続人の死亡を証する戸籍全部事項証明書を添付。

これらの書面で、配偶者が相続開始時に被相続人と婚姻していたこと及び建物に居住していたことが明らかでない場合は、それらを明らかなる情報を添付（被相続人の住民票の除票や戸籍全部事項証明書、配偶者の住民票の写しなど）するが、報告形式の登記原因証明情報を作成して提供することでも足りる。

② 義務者の登記識別情報

③ 義務者の印鑑証明書

(4) 登録免許税について

不動産の価額の 1000 分の 2 とされています。ただし、その計算した額が、1,000 円未満となる場合は、1,000 円

(5) 配偶者居住権の抹消登記

① 配偶者居住権者を登記義務者として、居住建物の所有者を登記権利者として共同申請によるのが原則。

登記原因は、「年月日合意消滅」

※贈与税と所得税に注意

建物所有者が配偶者居住権の残存価値に相当する対価を支払わない場合

→配偶者から建物所有者に当該価値相当金額を贈与したものとされる。(相続税法基本通達 9-13 の2)

建物所有者が配偶者居住権の残存価値に相当する対価を支払った場合

→配偶者が得た対価について所得税の課税対象となる。
(所税 60 条 2 項 3 項、所税令 82 条 2 号 3 号、所税規則 47 条 3 項 4 号二ホ)

※配偶者が成年被後見人等である場合に、成年後見人等が配偶者に代わって配偶者居住権を合意消滅させるときは、居住用不動産の処分についての許可が必要となると考えられる(民 859 条の 3)。

※配偶者が被保佐人である場合に、配偶者が配偶者居住権を合意消滅させることは、不動産に関する権利の得喪を目的とする行為となることから、保佐人の同意を要すると考えられる(民 13 条 1 項 3 号)。

- ② 配偶者居住権が配偶者居住権者の死亡によって消滅した場合は、不動産登記法 69 条により、登記権利者にて単独で抹消登記を申請することができる。

(6) 変更登記

- ① 設定登記後に存続期間の定めを短縮する変更
② 設定登記後に第三者に使用収益させることができる特約を追加する変更

4. 配偶者の相続分の見直し

Aさんは、令和2年6月1日に自宅で亡くなった。
自宅には残された配偶者であるBさん（結婚してから30年経過）と、AさんとBさんの子Cさんが同居していた。相続人としてはそのほか、別居している子のDさんがいる。

設問1. Aさんは、令和1年6月30日に自宅不動産をBに贈与していた。この場合、民法903条4項の適用はあるでしょうか。

(1) 改正の必要性

配偶者の相続権の根拠は実質的夫婦共有財産の清算と配偶者の生活保障と言われている。

配偶者の中には婚姻期間が長かった者もいれば、老齢になったのちに再婚をした者など、被相続人の財産形成や維持に対する寄与の程度は様々。

配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮されるにすぎず、現状のままでは実質的公平を欠くのではないか。

(2) 改正法

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）の全部または一部を遺贈又は贈与した場合については、民法903条第3項の持ち戻しの免除の意思表示があったものと推定する。

旧法第903条

1 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前2項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。

贈与税の特例として、婚姻期間が20年以上の夫婦で、居住用不動産または居住用不動産と取得するための金銭贈与が行われた場合、基礎控除のほか、最高2000万円までの控除ができるとする特例を参考にしている。

(3) 具体例

(事例)

相続人

配偶者Xと子ども2人(Y, Z)

遺産

居住用不動産持分1/2 3000万円(評価額)

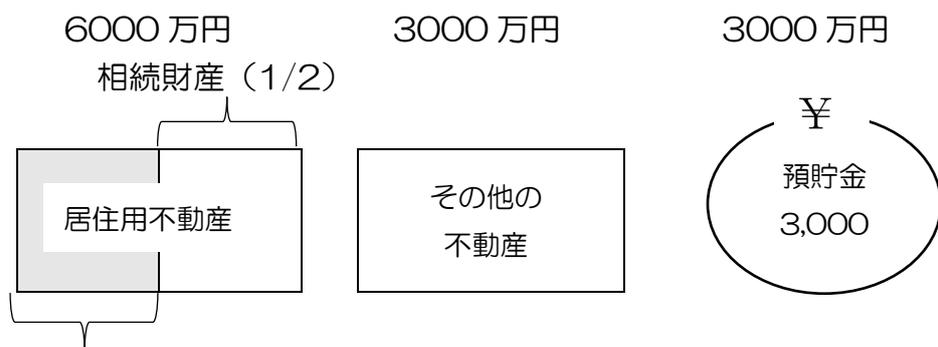
その他の不動産 3000万円

預貯金 3000万円

Xに対する生前贈与

居住用不動産持分1/2 3000万円(評価額)

相続財産



X所有(1/2)

(検討)

現行法でのXの相続分の計算は？

$$\begin{aligned} & (9000万(遺産) + 3000万(持ち戻し分)) \times 1/2 \\ & - 3000万 \\ & = 3000万円 \end{aligned}$$

最終的な取得額は、

$$3000万 + 3000万 = 6000万円 \text{ となる}$$

※結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。

持戻し免除の具体例

本事例において、前記贈与について持戻し免除の意思表示が認められた場合、Xの遺産分割における取得額は、

$$9000万（遺産） \times 1/2 \\ = 4500万円$$

最終的な取得額は、

$$4500万 + 3000万 = 7500万円$$

となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

(4) 施行日は令和1年7月1日

(5) 改正法の注意点

居住用不動産に限定

居住用不動産であるかどうかの判断時期は贈与等をした時点

回答

設問1

改正法の施行日前に夫婦間で居住用不動産の贈与などがあった場合、903条第4項の適用はない。

よって令和1年6月30日になされた贈与は、民法903条4項の適用の対象外となる。

5. 遺産分割前の預貯金の払い戻し制度の創設

Aさんは、令和2年6月1日に亡くなった。
相続人は、配偶者のBさん、子のCさん、Dさんである。
Aさんは、X銀行に1200万円、Y銀行に600万円の預金を持っていた。
Bさんは、葬儀費用をAさんの預金から捻出したいと考えている。
どのような方法があるでしょうか？

(1) 改正の必要性

平成28年12月19日最高裁大法廷決定による判例変更に伴い預貯金は遺産分割の対象とされることになった。

これまでは預貯金は法定相続分にて当然に分割承継されると解されていたので、各相続人は預金の払い出しをすることができたが、今後は難しくなる。

当初は可分債権一般に適用されるルール作りを目指していたが、断念。ただし、現実的な支出のため、預貯金の払い出しに関するルールが必要ではないか。

そもそも遺産分割の対象となるものは？

被相続人が相続開始時に所有し、
分割時にも存在する、
未分割の
積極財産であること

これまでの判例実務

預貯金債権などの可分債権は相続開始により当然に分割され、各相続人が相続分に応じて権利を承継することとされているため、原則として遺産分割から除外されてきた

平成28年12月19日最高裁大法廷決定について

・預貯金一般の性格

遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在する。

預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預

貯金は、預貯金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められている。

- 普通預金及び通常貯金について

預貯金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが、預貯金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれており、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、一個の預貯金債権として扱われるものであり、預貯金者が死亡した場合には、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない。

- 定期貯金について

定期貯金債権は、その前身である定期郵便貯金と同様に、貯金の管理を容易にして、貯金に係る事務の定型化、簡素化を図る趣旨から分割払戻しが制限されているものと解されるが、この制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金の要素というべきである。

しかるに、定期貯金が相続によって分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。

- 結論

共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

(2) 最高裁決定後の銀行実務について

相続人の一部から預金の払い出しを求めることができるか

(3) 改正法

一定額の払い出しを認め、また必要に応じて裁判所の審判を経たうえで払い出しを認めるというもの。

遺産分割前に払い戻した預金については遺産分割協議の中で清算する。

① 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家事事件手続法第200条に次の規律を付け加えるものとする。

家庭裁判所は、

遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、

相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるときは、

他の共同相続人の利益を害しない限り、

当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができる。

※ 「他の共同相続人の利益を害しない限り」とは何か？

1 原則として、遺産の総額に法定相続分を乗じた額の範囲内（相手方から特別受益の主張がある場合には具体的相続分の範囲内）で仮分割の仮処分を認める

2 被相続人の債務の弁済を行う場合など事後的な精算も含めると相続人間の公平が担保され得る場合には、①の額を超えた仮分割の仮処分を認めることもあり得る、

3 ①の額の範囲内での仮払いを認めるのも相当でなく、当該預貯金債権の額に法定相続分を乗じた額の範囲内に限定するのが相当な場合（例えば、預貯金債権のほかに

は、一応の資産価値はあるが市場流通性の低い財産が大半を占めている場合。このような場合には、他の共同相続人も預貯金債権の取得を希望することが多いと思われる。)にはその部分に限定することもあり得る

施行日は令和1年7月1日

- ② 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策
共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、

その相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額

(ただし、預貯金債権の債務者ごとに政省令で定める額を限度とする。)

については、単独でその権利を行使することができる

この場合において、当該権利行使をした預貯金債権については、当該相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす

※「預貯金債権の債務者ごとに政省令で定める額を限度とする。」とは？

金融機関ごとに判断する。

上限額は150万円(景気や社会情勢に応じた葬儀費などの支払いに対応するため、上限額については、政令にて定める)。

※相続人の債権者は、被相続人の預金のうち、該当する相続人の持分を差し押さえることができるか

※金融機関にはどのような資料の提示がいるのか？

被相続人が死亡した事実

相続人の範囲

払い戻しを求めるものの法定相続分がわかる資料
などが必要となると思われる。

※施行日は令和1年7月1日

ただし、施行日前に開始した相続に関し、施行日後に預貯
金債権が行使されるときも適用する。

回答

BさんはX銀行から

$1200 \text{万円} \times 1/3 \times 1/2$ (法定相続分) = 200万円 > 150万円

BさんはY銀行から

$600 \text{万円} \times 1/3 \times 1/2$ (法定相続分) = 100万円

の出金ができる。

6. 一部分割の要件

(1) 改正の必要性

一部分割についてはこれまでも可能であると解されてきたが、どのような場合に可能となるか明確ではなかった。

債権の内容について確定が難しいもの（不法行為に基づく損害賠償請求権など）が含まれている場合は遺産分割協議が遅滞するのではないか。

旧法 第907条（遺産の分割の協議又は審判等）

1 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

旧法で一部分割ができる場合とは？

遺産の一部をほかの部分と分離して分割する合理的な理由があること（必要性）、

一部分割をすることによって、全体として適正な分割を行うために支障が生じないこと（許容性）

が必要であるとされていた。

(2) 改正法

民法第907条第1項及び第2項の規律が次のように改正された。

共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。

ただし、遺産の一部の分割を分割することにより、共同相続人の一人又は数人の利益を害するおそれがある場合におけるその分割については、この限りでない。

(3) 改正法の注意点

改正法の一分割の考え方とは？

今回の改正では、必要性は要求されていない

相続人の遺産に関する処分権限を基礎として、遺産分割の対象を自由に選択させる考えに変更

施行日は令和1年7月1日

7. 相続開始後の共同相続人による財産処分

設問

被相続人が亡くなり、相続人はA、Bである。

Aは、特別受益として生前に被相続人から1000万円の贈与を受けていた。相続発生時に相続財産として2000万円の預金があったが、Aが被相続人になりすまし1000万円の預金を引き出して消費してしまった。

Bはどのような手続きをとることができるでしょうか？

(1) 改正の必要性

被相続人が亡くなっているにもかかわらず、相続人の一人が相続財産の預金を勝手に引き出しているなど、一定の処分がなされていた場合、どのように清算をするか？

勝手に引き出した預金は、当然には遺産分割協議には含まれない

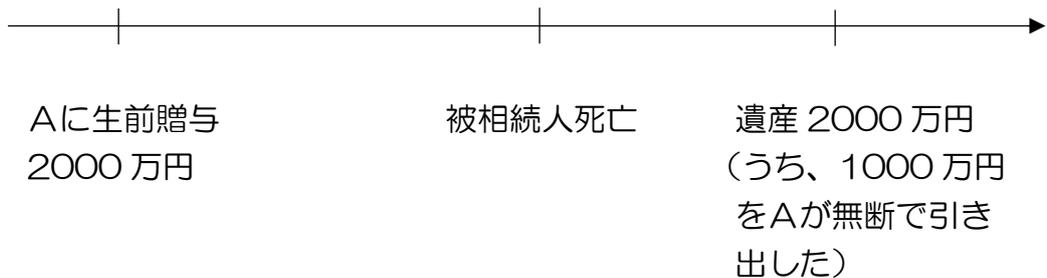
具体例

相続人A、B（相続分は1/2ずつ）

遺産は預金2000万円

特別受益としてAに生前贈与2000万円

Aが相続開始後に密かに預金のうち1000万円を引き出した場合



Aの不正な出金があれば

$(2000万円 + 2000万円) \times 1/2 = 2000万円$

Aは遺産より0円、Bは2000万円を取得できる。

(最終的な取得額はA2000万円、B2000万円)

Aの不正な出金があると、遺産分割時に残された預金は1000万円であるので、

Aは遺産より0円、Bは1000万円を取得することになる。
なお、Bは、Aが不正に出金した1000万円について、自己の法定相続分に相当する部（500万円）は、Aに対して不当利得の返還請求が可能。

（最終的な取得額はA2500万円、B1500万円）となる。

遺産分割前の預貯金の払い戻し制度では、最終的な清算を遺産分割の中で行うことを想定している。法定の手続きを経ずに勝手に処分をした場合にも、清算をするべきではないか。

(2) 改正の内容

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

（財産処分をした者の同意は要しない）

施行日は令和1年7月1日

回答

Bは当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

Bは遺産分割協議の中で遺された1000万円を取得し、さらにAが勝手に引き出した1000万円について代償金の請求をすることができる。

8. 遺言制度の見直し

設問1

被相続人の死亡後、登記事項証明書のコピーの余白部分に「本不動産は〇〇に相続させる」とする自筆証書遺言が発見された。

この自筆証書遺言は有効なものといえるでしょうか。

設問2

以下にある自筆証書遺言について、別紙にて登記事項証明書で示されている不動産を別の不動産に差し替える変更をしたいときはどのようにすればよいでしょうか？

<p>遺言書</p> <p>別紙に記載する不動産をAに相続させる。</p> <p>令和1年8月9日</p> <p>及川修平 ④</p>	<p>別紙</p> <p>※登記事項証明書のコピー</p> <p>及川修平 ④</p>
---	---

設問3

令和1年8月9日、遺言者が平成30年5月1日に作成した自筆証書遺言について変更をしたいと考えた場合、登記事項証明書のコピーを添付する方法で変更することはできるでしょうか。

(1) 改正の必要性

高齢者にとって全文を自書することはかなりの労力となる
加除訂正についても方式が厳格で遺言者の最終的な意思が反映されないおそれがある、などの点が指摘されてきた。

(2) 改正の内容

相続財産の一部または全部の目録を添付する場合には、その目録は自書することを要しない
その場合、自書によらない財産目録に遺言者の署名押印がいる

財産目録を削除し、修正した財産目録を添付する方法で加除訂正を行う場合は、新たな財産目録についても自書を要しない

※加除訂正方法はこれまでの方式と同じ

(3) 新しい自筆証書遺言の注意点

遺言事項と自書によらない財産目録が混在しているページはダメ

自書によらないことができるのはあくまで「財産目録」を添付する場合である

財産目録が複数に及ぶ場合は？

自書によらない財産目録の各項に遺言者の署名押印がいる

契印は不要

財産目録のうち、一部のみについて署名又は押印を欠く場合の効力は？

基本的には該当のページのみ無効

※そのページが欠落することで遺言が成立しなくなる場合には全体が無効となることもあり得る

印鑑は同一の印鑑であることを要しない

財産目録として登記事項証明書や通帳の写しを添付することも可能

新しい自筆証書遺言の加除・訂正方法とは？

施行日は、平成31年1月13日

施行日前にされた自筆証書遺言については、新民法968条2項及び3項の規定に関わらず、なお従前の例による（附則第6条）

回答

設問1

遺言事項と自筆によらない財産目録は同一の用紙ではダメ。

自筆によらない財産目録はあくまで別用紙として「添付」されている場合に限る。

設問2

遺言書

⑩ 別紙に記載する不動産をAに相続させる。

令和1年8月9日
及川修平 ⑩

上記本文中「別紙に記載する不動産」とあるのは「別紙2記載の不動産」と改める

及川修平

別紙

※登記事項証明書のコピー

⑩

及川修平 ⑩

⑩ 別紙2

※登記事項証明書のコピー

及川修平 ⑩

設問3

自筆証書遺言について、自筆によらない財産目録の添付ができるのは、平成31年1月13日以降の作成された自筆証書遺言についてである。

9. 自筆証書遺言の保管制度の創設

設問1

自筆証書遺言保管制度を利用する場合、管轄はどここの法務局になりますか？

設問2

自筆証書遺言保管制度を利用する場合、司法書士が代理人として行うことはできますか？

設問3

自筆証書遺言の保管制度を利用する場合、遺言保管官はどのようなことを行いますか？

(1) 改正の必要性

自筆証書遺言は、紛失したり、相続人によって隠匿・変造されたりする恐れがあるので、相続人が自筆証書遺言の存在を把握することができる仕組みが必要ではないか、などの点が指摘されていた。

(2) 改正の内容

① 遺言者は、法務局に、民法第968条に定める方式による遺言書（無封のものに限る。）の保管を申請することができる

※ 管轄は、住所地、本籍地、所有する不動産の所在地
遺言者の作成した他の遺言書が現に保管されている場合には、当該他の遺言書が保管されている保管所

※ 申請書には、

遺言作成年月日
遺言者の氏名、生年月日、住所及び本籍
受遺者
遺言執行者

などを記載した申請書を遺言書保管官に提出する

※ 遺言書の様式について

用紙のサイズ

A4サイズ。

ただし、遺言書保管省令の施行日（令和2年7月10日）より前に作成された遺言書（長辺方向の余白がいずれも20ミリ以上のものに限る）については、施行日から6か月を経過する日までの間は、A5以上A4以下の用紙で作成されたものについても受理する。

片面に記載する

保管する遺言書は、用紙の片面のみに記載したものでなければならない。ただし、遺言書保管省令の施行日（令和2年7月10日）より前に作成された遺言書については、施行日から6か月を経過する日までの間は、裏面の記載のあるものについても受理する。

ページ番号

各ページにページ番号を記載し、数枚にわたるときであっても、とじ合わせないこと

※ 添付書類について

遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては国籍）を証する書面

本籍の記載のある住民票の写しなど

なお取得後3か月以内のものが必要

戸籍の筆頭に記載された者の氏名を証する書面

戸籍筆頭者の記載のある住民票の写しなど

なお取得後3か月以内のものが必要

※遺言書保管申請書については、司法書士が業務として行うことが可能であり、これらの書類作成の依頼を受けたときは、必要となる住民票や戸籍等の書面は、職務上請求書を用いて取得が可能。

外国語による時は日本語訳

- ※ 遺言書保管所（法務局）に自ら出頭する必要がある
- ※ 遺言保管官は、本人確認に要する資料の提出を求める
- ※ 遺言書の保管申請がなされた場合、遺言書保管官は、遺言者に対し、遺言書保管官が当該遺言者の死亡時に当該遺言者が指定する者（遺言者の推定相続人並びに遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者等のうち一人に限る）に対して、当該遺言書を保管している旨を通知することの申し出ができる。
- ※ 提出された遺言書は、データとしても管理される
遺言書の画像データなどと共に遺言書保管ファイルに記録

遺言書保管ファイルの内容

遺言書の画像情報 遺言書に記載されてある作成年月日 遺言者の氏名、生年月日、住所、本籍(外国人の場合は国籍) 遺言書に記載のある場合は受遺者の氏名又は名称及び住所 遺言執行者の氏名又は名称及び住所 遺言の保管を開始した年月日 遺言が保管されている遺言保管所の名称及び保管番号

- ※ 保管期間について
遺言者の死亡した日（遺言者の生死が明らかでない場合には、遺言者の出生の日から起算して120年を経過費し日）から、遺言書については50年、
遺言書にかかる情報については150年

② 遺言書の住所等の変更

遺言者の氏名、住所及び本籍（外国人にあっては国籍）、受遺者又は遺言執行者の氏名又は名称及び住所に変更が生じたときは、速やかにその旨を遺言書保管官に届け出なければならない

届出は、郵送でも可能

遺言者の氏名、住所及び本籍が変更された場合は、変更が生じたことを証する書面の添付が必要であるが、受遺者又は遺言執行者の氏名又は名称及び住所に変更が生じた場合は、添付は不要

③ 遺言者は、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の閲覧又は撤回を請求することができる。

遺言書の閲覧又は撤回の請求は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならない

司法書士が代理人として閲覧を請求することはできない

閲覧には、原本の閲覧のほか、モニターによる閲覧も可能。

モニターによる閲覧は、全国どこの遺言書保管所でも可能

撤回の申し出

添付書類は不要であるが、保管の申し出時以降に遺言書の氏名、住所等に変更が生じている場合には、変更が生じたことを証する書面を添付する

④ 遺言書保管事実証明の交付

何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている合には遺言書保管ファイルに記録されている遺言書の作成年月日、遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号を証明した書面の交付を請求することができる。

請求の方法

全国どこの遺言書保管所でも可能

送付の方法でも請求可能

なお、司法書士が代理人として請求することは認められていない。

添付書類

遺言者が死亡したことを証する書面

請求者の住民票

相続人が請求する場合は以上のほかに、遺言者の相続人であることを証する戸籍謄本等

⑤ 遺言書の閲覧、遺言書情報証明書の交付

自分が相続人や受遺者などとなっている場合、遺言書を閲覧することができる

また自分が相続人や受遺者などとなっている場合は、遺言書の写しといった遺言書保管ファイルに記載されている事項を証明した書類（遺言書情報証明書）の交付を請求できる

遺言書の閲覧をするか、遺言書情報証明書の交付した場合は、遺言書を保管している旨を相続人並びに受遺者、遺言執行者に通知する

添付書類

遺言者の出生から死亡時までの戸籍謄本等

相続人全員の戸籍謄本等

相続人全員の住民票の写し（作成後3か月以内）

受遺者、遺言執行者が請求する場合にはさらに請求者の住民票の写しを添付

送付の方法でも請求可能

なお、司法書士が代理人として請求することは認められていない。

この制度によって保管されている遺言書については検認を要しない

不動産の登記申請をする場合、遺言書情報証明書の添付をする場合であっても遺言者の死亡を証する情報の添付は必要

(3) 遺言書保管制度の注意点

自筆証書遺言は必ず保管制度を利用しなければならいわけではない
自筆証書遺言の保管制度のスタートは、令和2年7月10日

回答

設問1

管轄は、住所地、本籍地、所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（法務局）となる。

なお、遺言者の作成した他の遺言書が現に保管されている場合には、当該他の遺言書が保管されている保管所が管轄となる。

設問2

遺言書保管制度を利用しようとする場合、本人自身が出頭して行う必要があり、司法書士が代理して申請することは想定されていない。

設問3

遺言保管官は、遺言書について形式的なチェック（日付、氏名の記載、押印の有無、本文部分が手書きされているかなど）を行い、申請人が本人であることを確認するため、本人確認書類の提示又は本人を特定するために必要な事項についての説明を求める。

10. 遺言執行者の権限の明確化

設問

Aさんは、令和2年6月1日にA名義の自宅不動産で亡くなった。自宅には残された配偶者であるBさんが住んでいた。相続人としてはBさんのほか、亡くなったAさんの元配偶者とAさんの子であるCさんとDさんがいる。

Aさんは「すべての相続財産をBに相続させる」とする遺言を残した。遺言書の中には遺言執行者として司法書士Xを指定してある。自宅不動産について、遺言執行者Xの執行方法とはどのようなものか。

(1) 改正の必要性

遺言執行者は遺言者の意思を実現するものとして、本来は遺言者の代理人としての立場を有するものであるが、旧法上は、相続人の代理人とみなすとされ、権限が不明確になっていた。

遺言書の内容によっては、遺言執行者の権限をどこまで付与しているかはっきりしないものも多く、遺言執行者の権限の内容を巡って争いとなることがあった。

遺言執行者の復任権をめぐっては、旧法ではやむを得ない事由がなければ第三者にその任務を行わせることができないとされていたが（民法1016条）、相続人が遺言執行者となっている場合など、十分な法的知識を持っていないものも多く、問題となっていた。

(2) 改正の内容

① 遺言執行者の一般的な権限等

● 民法第1012条を次のとおり変更

遺言執行者は、遺言の内容を実現するために、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

※ 旧第1012条

1 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

- 民法第1015条の規律を次のとおり変更
遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。
※ 旧第1015条 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。
- 遺言執行者の通知について、次のような規律を設ける
遺言執行者は、その任務を開始したときは遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない（民法1007条2項）。

② 個別の種類における権限の内容

- 特定遺贈がされた場合
特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者のみが行うことができる。
- 特定財産承継遺言（相続させる遺言）がされた場合
※特定財産承継遺言とは？
現行法では、「相続させる遺言」といわれていたもの。
「相続させる遺言」は遺産分割方法の指定とされていた

遺言者が特定財産承継遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有する（民法1014条）。

対象の財産が、財産が預貯金債権であるときは、遺言執行者は、預貯金の払戻しの請求又は当該預金若しくは貯金に係る契約の解約の申入れをする権限を有する。ただし、預金又は貯金に係る契約の解約の申入れは、対象となる財産が預貯金債権の全部であるときに限り、することができる。

これらの規律にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思を表示

したときは、その意思に従う。

※これまで「相続させる遺言」については、相続人が単独で相続登記をすることができたので、遺言執行者の権限として登記をすることはなかったが、登記をする権限が発生することになった。

※「特定財産承継遺言」の場合、遺言執行者は動産についても対抗要件を備えるための行為が必要となる

※これまでも遺言執行者による預金の解約などは認められてきたが、今回の改正でもその部分に変更はない

回答

遺言執行者Xは、相続人B、C、Dに遺言の内容を通知する。
また財産目録の作成についてはこれまでの規定と変更はない（民法 1011 条 1 項）。
自宅不動産について、Bが従来通り相続登記を行うことができるが、遺言執行者Xも相続登記をいれることが可能となった。
法改正により、遺言執行者がいる場合であっても遺言の内容に反して行った行為については善意の第三者に対抗できないこととなったので、遺言執行者に就任したものは速やかに登記を備えるよう行動する必要がある。

(3) 遺言執行者の復任権

遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

(4) その他の論点

設問

遺言執行者XがBに対する相続登記を行う前に、相続人Cより遺留分侵害額請求がなされた。

この場合、遺言執行者Xはどのように行動すべきか。

回答

この度の改正により、遺留分減殺請求は遺留分侵害額請求と改められ、遺留分の請求は金銭債権化されることとなったので、遺留分の清算は、遺言の執行にかかわらず、相続人間で行われることになる。

(5) 施行日は、令和1年7月1日

新民法 1007 条2項及び 1012 条の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に遺言執行者となる者にも適用する（附則第8条1項）。

1014 条第2項から4項までの規定は、施行日前にされた特定の財産に関する遺言にかかる遺言執行者による執行については適用しない（附則第8条2項）。

施行日前にされた遺言にかかる遺言執行者の復任権については、1016条の規定に関わらず、従前の例による（附則第8条3項）

11. 遺留分制度の見直し

設問

Aさんは、令和2年6月1日にA名義の自宅不動産を残して亡くなった。自宅には残された配偶者であるBさんが住んでいた。相続人としてはBさんのほか、亡くなったAさんの元配偶者とAさんの子であるCさんとDさんがいる。

Aさんは「すべての相続財産をBに相続させる」とする遺言を残した。

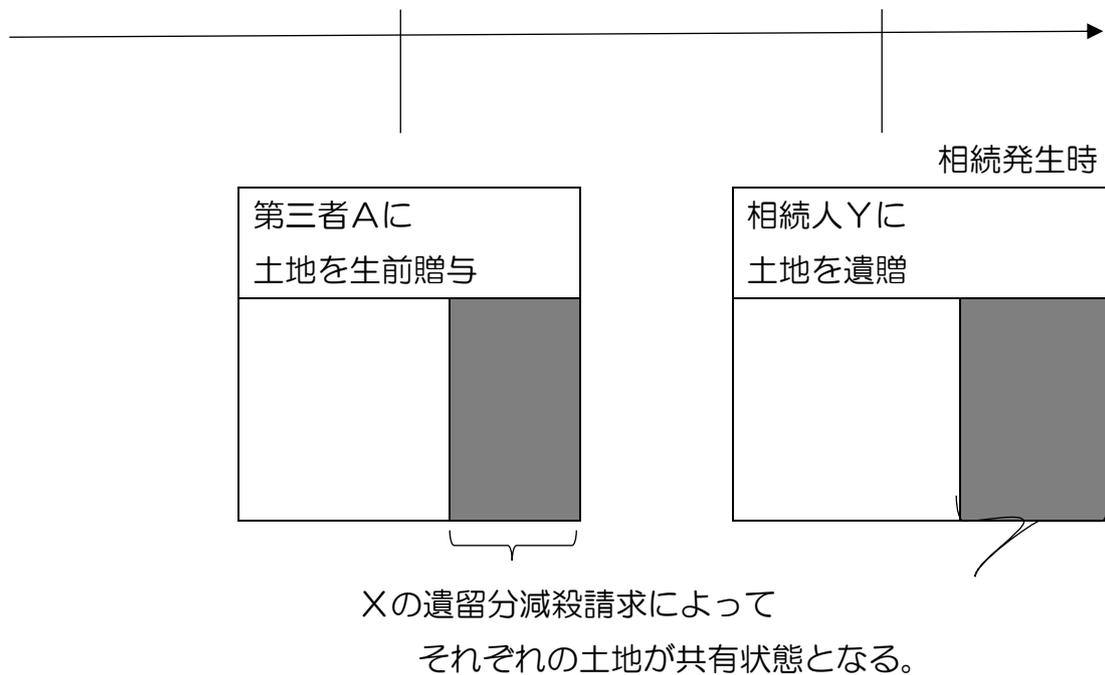
CさんはBに対し、遺留分侵害額請求を行ったが、BはいつからCに対する遅延損害金を支払うことになるか？

(1) 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

① 改正の必要性

旧法では、減殺請求により当然に物権的効果が生じるとされているため、減殺請求の結果、対象物が共有状態となることも多く、共有関係の解消を巡って紛争となることが指摘されていた。

遺留分権利者Xが相続人Y、第三者Aに遺留分減殺請求をしたケース



② 改正法の内容

遺留分減殺請求を金銭請求とする。

※遺留分減殺をされる順序はこれまでの規律と変わらない。

回答

Bは、Cから具体的な金額を示されて請求を受けたときはその時から遅延損害金を支払うことになる。

Bとしては、すぐに資金の準備ができない場合は、裁判所に対して、期限の許与を与えるよう求めることができる（1047条第5項）。

(2) 遺留分算定方法の見直し

① 遺留分算定についておさらい

● 遺留分＝

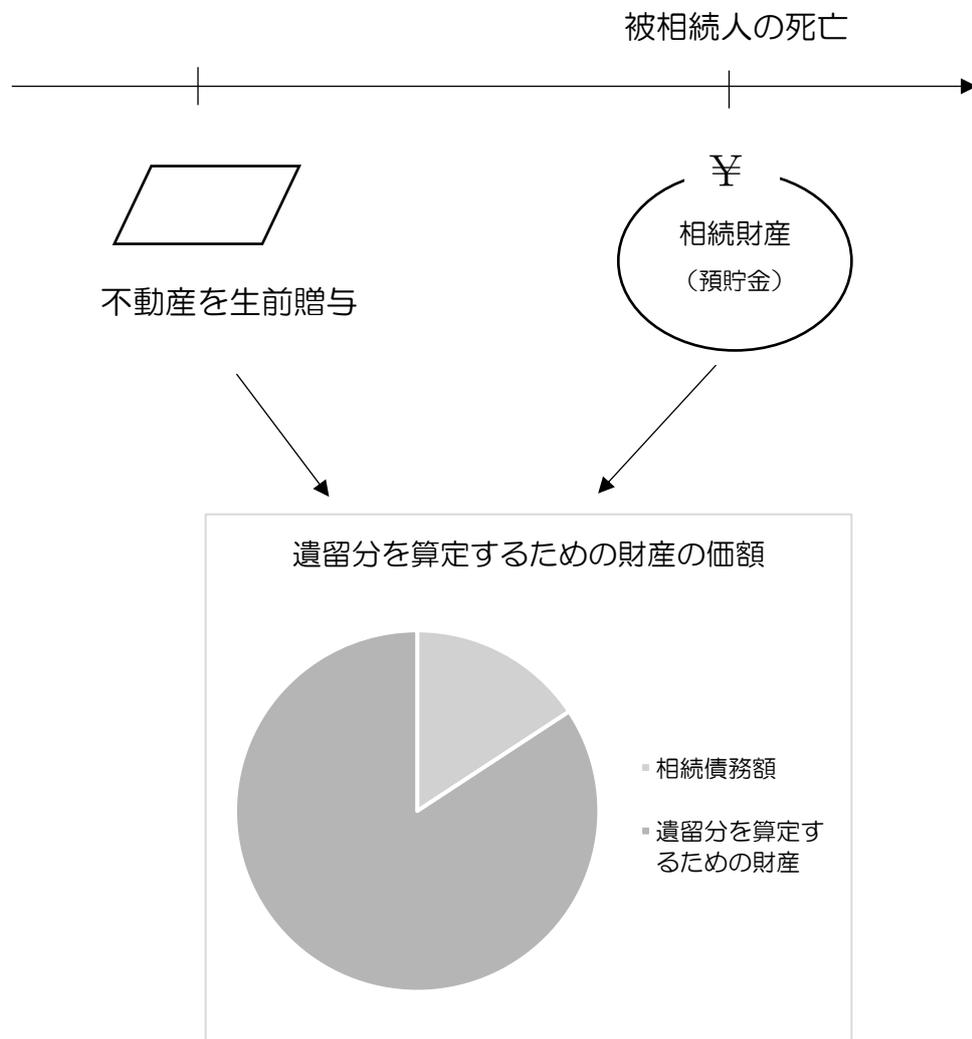
遺留分を算定するための財産の価額

×民法第1028条各号に掲げる遺留分率

×遺留分権利者の法定相続分

※遺留分を算定するための財産の価額（1029条）

=相続開始時の財産＋贈与した財産－相続債務額



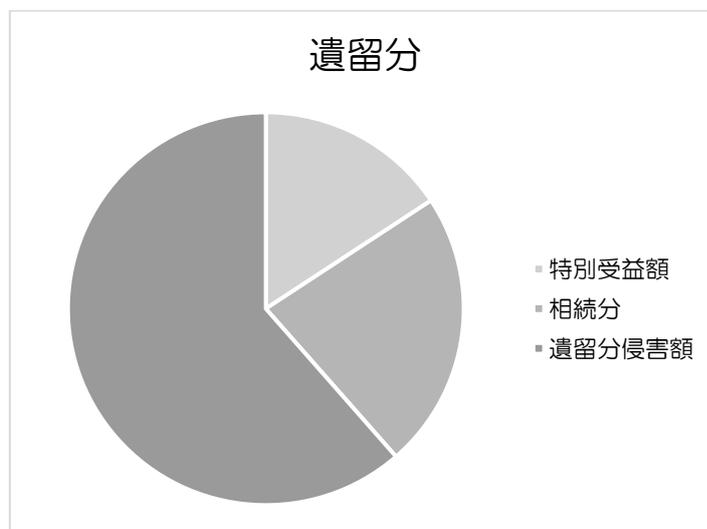
● 遺留分侵害額＝

遺留分

－遺留分権利者が受けた特別受益

－遺産分割の対象財産がある場合（既に遺産分割が終了している場合も含む）には具体的相続分に応じて取得すべき遺産の価額（ただし、寄与分による修正は考慮しない）

＋第899条の規定により遺留分権利者が承継する相続債務の額）



設問

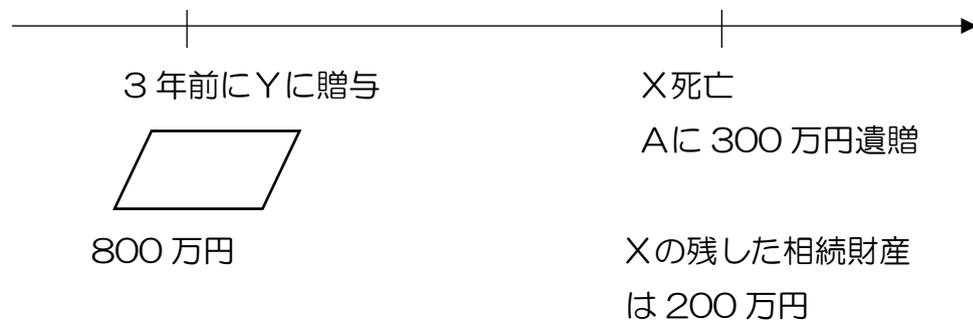
被相続人X（相続人はY及びZ 各相続分は 1/2）

亡くなる 3 年前に相続人Yに 800 万円相当の不動産を贈与し（特別受益に該当するものとする）、

遺贈として第三者Aに 300 万円を贈与した。

相続財産として 200 万円の預金を残したが、負債として 100 万円の貸金債務も残した。

Zの遺留分は？



I. 相続財産よりZが得る額

$$(200 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円}) \times 1/2 = 500 \text{ 万円} > 200 \text{ 万円}$$

よって、Zが得る価格は 200 万円（Yは 0 円）

II. 遺留分を算定するための財産の価額

500 万円（相続開始時の財産＝相続財産 200 万円＋Aに遺贈した 300 万円）

+800 万円（Yさんが特別受益として生前贈与を受けた額）

-100 万円（相続債務）

$$= 1200 \text{ 万円}$$

III. Zさんの遺留分額

$$1200 \text{ 万円} \times 1/2 \text{（遺留分率）} \times 1/2 \text{（法定相続分割合）}$$

$$= 300 \text{ 万円}$$

IV. Zさんの遺留分侵害額

300万円（遺留分額）

−200万円（相続財産よりZさんが得る価額）

+50万円（相続債務額）

=150万円

ZはAに150万円の遺留分減殺請求ができる。

② 遺留分の基礎に含める生前贈与の額について

- 改正の必要性

最高裁平成10年3月24日判決によると、旧民法1030条（新民法1044条）の規定は相続人以外の第三者に対して贈与がなされた場合の規定であって、相続人に対して贈与がなされた場合には、時期を問わず、遺留分の算定の基礎となる財産の価額に算入するとされていた。

その結果、被相続人が何十年も前にした相続人に対する贈与によって、第三者の受遺者が受ける減殺の範囲が大きく異なることにもなり、これは問題ではないか。

- 改正の内容

相続人に対する贈与は、相続開始前の10年にされた特別受益に該当する贈与について、遺留分算定の基礎となる価額に算入する（新法1044条3項）

③ 負担付き贈与、不当な対価による有償行為に関する規律

- 改正の必要性

旧法では、負担付贈与がされた場合については、その目的財産の価額から負担の価額を控除したものについて減殺を請求することができるとされていたが（旧民法第1038条）

この規定が遺留分算定の基礎となる財産の額を算定するに当たっても同様の取扱いをすることを意図したものなのか（一部算入

説),

遺留分算定の基礎となる財産の額を算定する際には, その目的財産の価額を全額算入しつつ, 減殺の対象を前記控除後の残額に限定した趣旨なのか(全額算入説)について, 学説上見解が分かれていた。

不相当な対価による有償行為がある場合における遺留分の算定方法については旧民法第1039条に規定があったが, 同条については, 一般に, 遺留分の算定の基礎となる財産の額を算定する際には対価を控除した残額部分が加算されるが, 減殺の対象となるのはその全額である(その代わりに遺留分権利者は対価を償還する。)と解されていた。

設問

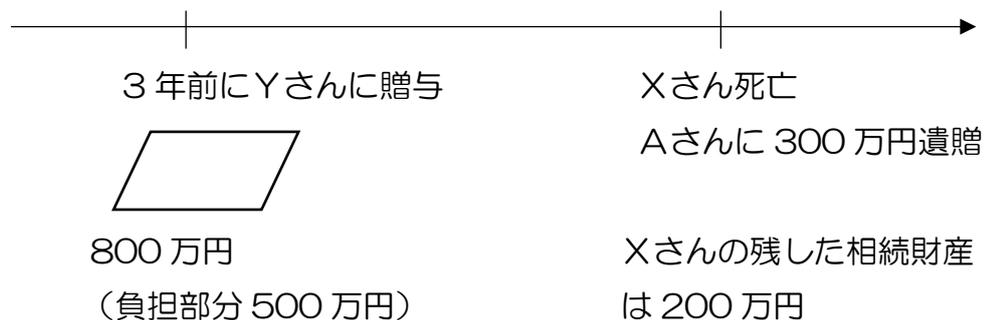
被相続人X(相続人はY及びZ 各相続分は1/2)

亡くなる3年前に相続人Yに800万円相当の不動産を贈与したが、負担部分として金500万円相当の負担部分がある。

遺贈として第三者Aに300万円を贈与した。

相続財産として200万円の預金を残した。

Zの遺留分を計算する際、Yの受けた負担部分はどのように考慮するか?



「遺留分を算定するための財産の価額」を計算する際に300万としてみるか(一部算入説)

「遺留分を算定するための財産の価額」を計算する際に800万円

として計上しつつ、減殺の対象となる財産を 300 万円としてみるか（全部算入説）

- 改正の内容

- 負担付贈与に関する規律

- 民法第 1038 条の規律を次のように改めるものとする。

- 負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除した額を、「遺留分を算定するための財産の価額」に算入する（新法 1045 条 1 項）。

- 不相当な対価による有償行為に関する規律

- 民法第 1039 条の規律を次のように改めるものとする。

- 不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってしたものに関し、これを贈与とみなし、その目的の価額から対価を控除した額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入する（新法 1045 条 2 項）。

④ 遺産分割の対象となる財産がある場合の規律

- 改正の必要性

- 遺産分割の対象となる財産がある場合における遺留分算定方法については、明確な規定がなかった。

- 遺産分割と遺留分減殺請求は本来別個の手続きであるので、それぞれ独立して進行が可能であるが、それぞれの手続きにおける取得額を調整する必要がある。

- 旧法下においては、遺産分割に関する手続きが遺留分減殺の手続きに先行する取扱いをすることが多かった。

- 遺留分侵害額の算定をする際には、一般的に遺産分割における取得額を控除する取扱いがなされていた。

設問

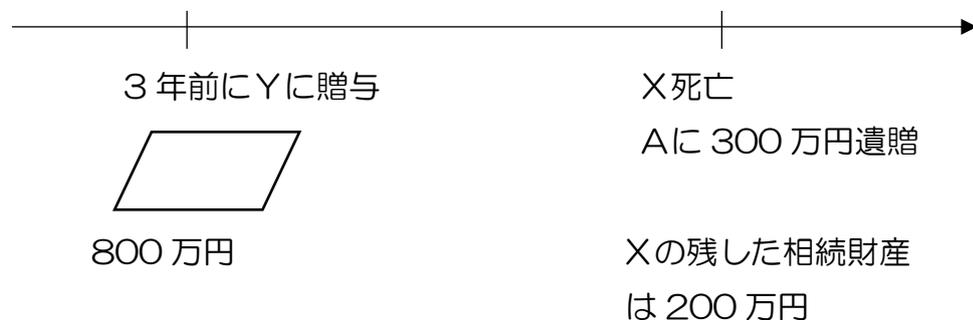
被相続人X（相続人はY及びZ 各相続分は 1/2）

亡くなる 3 年前に相続人Yに 800 万円相当の不動産を贈与したが、負担部分として金 500 万円相当の負担部分がある。

遺贈として第三者Aに 300 万円を贈与した。

相続財産として 200 万円の預金を残した。

Zさんの遺留分を計算するにあたり、ZさんがXの残した相続財産から得ることのできる相続財産をどのように考えるか？



Zの遺留分侵害額を計算するうえで、相続財産よりZが得る価額を200万円としてみるか（具体的相続分説）、100万円としてみるか（法定相続分説）

● 改正の内容

遺産分割の対象となる財産がある場合に、個別的遺留分の算定において控除すべき遺留分権利者が相続によって得た積極的財産の額は、具体的相続分の相当する額とする。

法定相続分説によると、法定相続分を前提に遺産分割における取得額を計算し特別受益の額を考慮しないことになるため、遺産分割における実際の取得額と計算上の所得額との間に大きな差が生じることがある

⑤ 遺留分侵害額の算定における債務の取り扱いに関する見直し

● 改正の必要性

遺留分侵害額の算定において遺留分権利者が負担する相続債務額を加算する取扱いがなされる

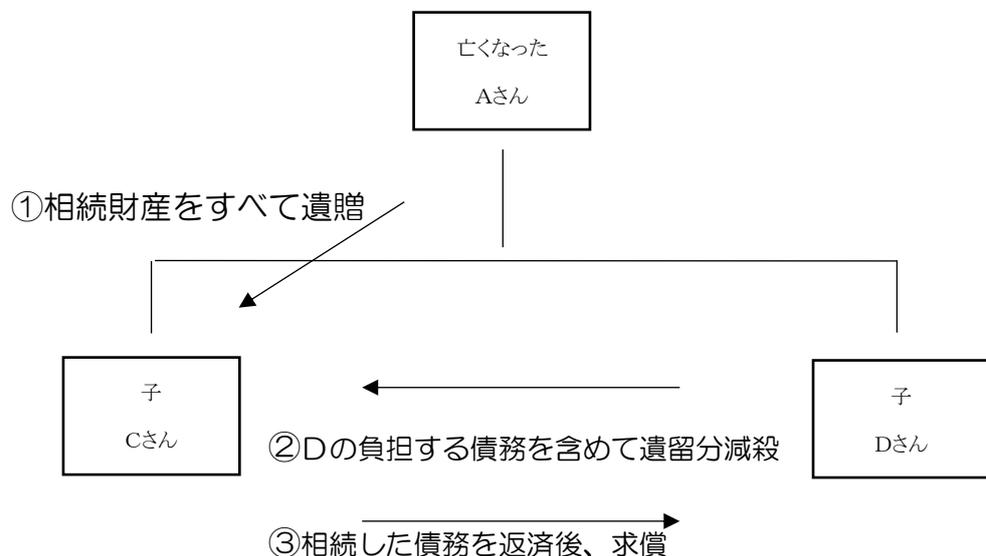
$$\begin{aligned} \text{遺留分侵害額} = & \\ & \text{遺留分額} \\ & - \text{遺留分権利者の特別受益} \\ & - \text{相続によって得た財産の額} \\ & + \underline{\underline{\text{遺留分権利者が相続によって負担することになる債務の額}}} \end{aligned}$$

遺留分権利者が債務を弁済した後も遺留分権利者に一定の財産が残るようにするため

例)

被相続人Aさんが個人事業を営んでおり、子のうちCさんが事業承継をしたケース。

Cさんは相続財産の全てについて遺贈を受けたが、相続債務についても免責的債務引き受けを行った。



Cさんは遺言で相続財産のすべてを承継し、Aさんが事業資金として借り入れをした負債について継続して返済をしたような場合、いったん返済をしたうえで、Dさんに求償するといったことは迂遠である。

- 改正の内容

遺留分権利者が承継した相続債務について、受益者が弁済し、または免責的債務引き受けをするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、受益者は遺留分権利者に対してその消滅した債務額の限度で遺留分減殺請求にかかる債務の消滅を請求できる。

(3) 施行日は令和1年7月1日。

12. 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

(1) 相続による権利の承継について

① 改正の必要性

不動産の処分の場面において、

- 遺産分割による権利の変動は、法定相続分を超える部分は登記が対抗要件とされていた
- 相続分の指定については登記なくして第三者に対抗できるとされていた
- 「相続させる遺言」についても遺産分割の方法の指定に当たるとされているが、これについても登記なくして第三者に対抗できるとされていた
- 遺贈は、登記が対抗要件とされていた

このような現行法の状況は第三者に不足の損害を当てるのではないかという指摘があった。

② 改正の内容

- 相続による権利の承継は、遺言、遺産分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分について、登記、登録、その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない
- 債権に関しては、受益相続人が遺言の内容又は遺産分割の内容を明らかにして債務者にその承継の通知をした時は、共同相続人全員が通知したものとみなされ、対抗要件を得る。
なお、遺言執行者がいる場合は、遺言執行者が遺言の内容を明らかにして通知をした時も同様とする

設問

Aさんは、令和2年6月1日にA名義の自宅不動産を残し亡くなった。

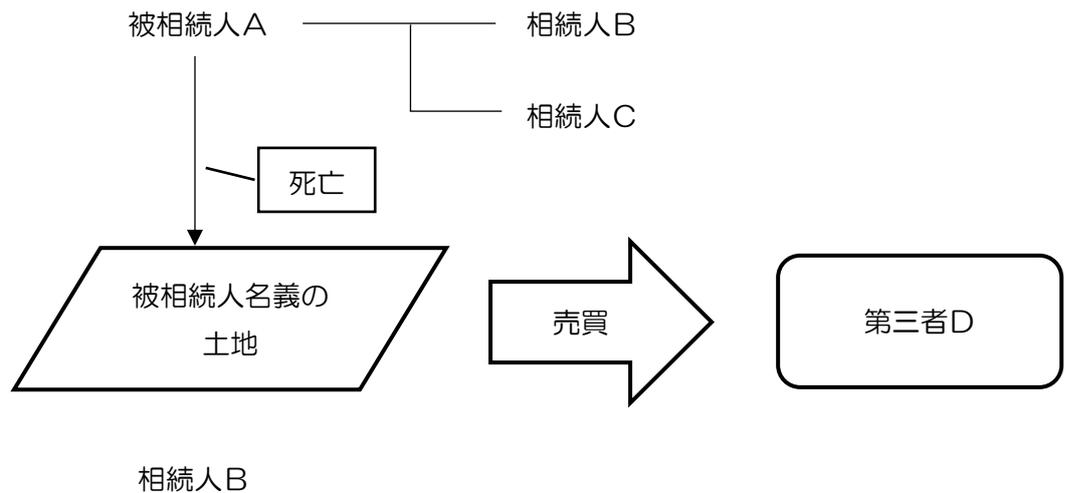
相続人としてはAさんの子であるBさんとCさんがいる。

Aさんは、「すべての財産をBに相続させる」とする遺言書を残したが、のちに撤回。

改めてAさんは「すべての相続財産をCに相続させる」とする遺言を残した。

Aさんの死後、Bは撤回前の遺言書を用いて、自己名義に相続登記を行い、第三者Dに売買。

CはDに対抗できるか？

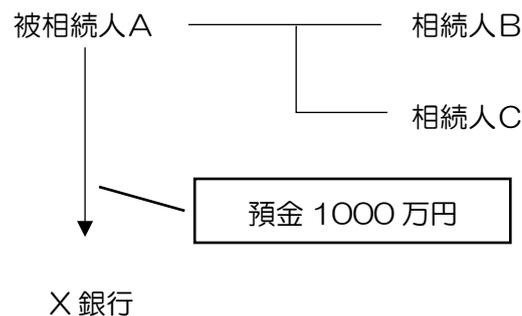


回答

旧法では、Cは登記なくしてDに対抗できていたが、新法ではCは登記を得ないと自己の法定相続分を超える部分については、Dに対抗できないこととなる。

設問

被相続人Aは、X銀行に1000万円の預金を残して亡くなった。
Aは、「全財産を相続人Bに相続させる」とする遺言書を残していたが、相続人Bは、どのような手続きが必要か？



回答

相続人Bが遺言の内容を明らかにしてXに通知する。第三者対抗要件を得るためには確定日付のある証書にて通知をする必要がある（内容証明など）。

(2) 義務の承継に関する規律

① 改正の必要性

判例上、相続分の指定や包括遺贈がなされた場合でもあっても、相続債務の承継割合についてまでも遺言者にこれを変更する権限を認めるのは相当ではないとされてきたが、条文上明確ではなかった。

② 改正の内容

相続債権者は、民法第902条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、その法定相続分に応じてその権利を行使することができる。

ただし、その相続債権者が共同相続人の一人に対して指定相続分に応じて義務の承継を承認したときは、この限りでない。

(3) 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

① 改正の必要性

遺贈があったケースで、

旧民法1013条の規定により、遺言執行者があれば遺贈が絶対的に優先し対抗関係にならないが、（大判昭和5年6月16日判決）遺言執行者がいなければ対抗関係として処理することになるとされていた。

これでは第三者に不測の損害を与えるのではないかとの指摘があった。

② 改正の内容

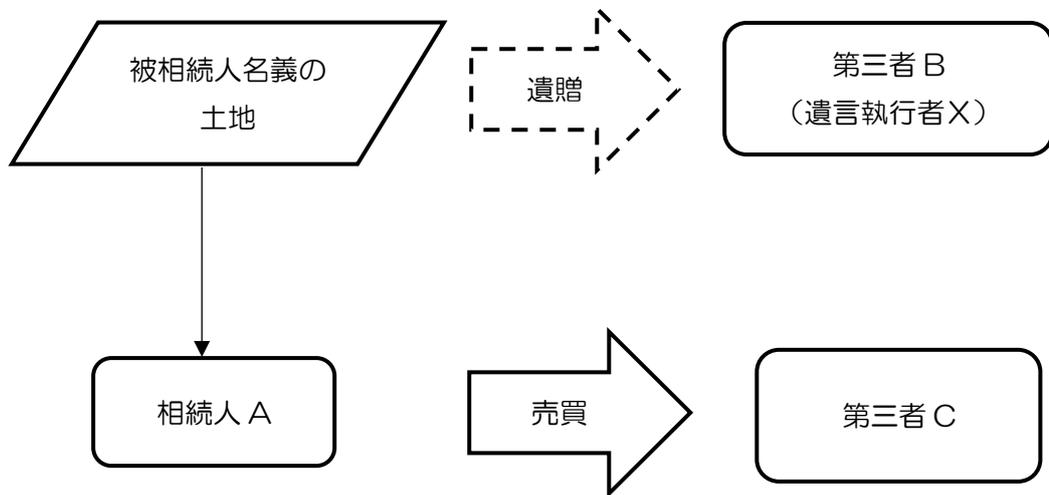
- 遺言執行者がある場合には、相続財産の処分その他相続人がした遺言の執行を妨げる行為は無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- この規律は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

設問

被相続人名義の土地をめぐり、「〇〇の土地をBに遺贈する」という遺言がなされ、遺言執行者としてXが指定されていた。

相続人であるAは、相続を原因として自己名義に登記名義を移転させ、第三者であるCに売却してしまった。

BとCはどのような関係に立つか？



相続人 A が相続登記の上、C に譲渡

回答

Cが悪意の場合、A→C間の売買は無効となるが、善意の場合は、A→C間の取引自体は無効とはならない

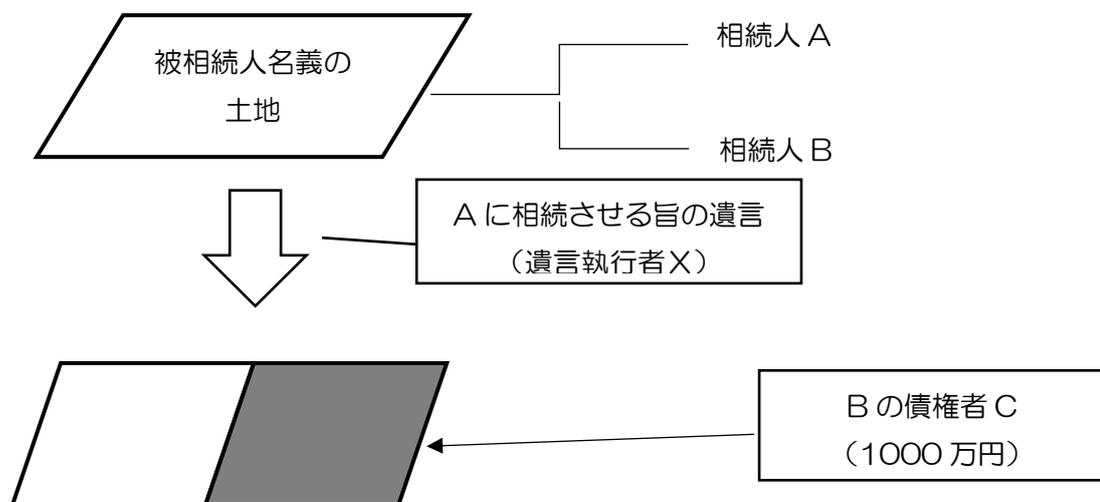
※BとCの関係は対抗問題として処理されることになるので注意。

設問

被相続人名義の土地をめぐる、「〇〇の土地をAに相続させる」という遺言がなされ、遺言執行者としてXが指定されていた。

相続人としてはAのほかBがいる。

Bに対する債権を持つCは、被相続人の土地のうち、B持分について差押することができるか？



回答

Cが遺言執行者Xの存在について善意か否かにかかわらず、差し押さえが可能（1013条3項）

Cが相続債権者である場合も同様。

(4) 施行日は令和1年7月1日

ただし、債権に関する部分について、

債権に関しては、受益相続人が遺言の内容又は遺産分割の内容を明らかにして債務者にその承継の通知をした時は、共同相続人全員が通知したものとみなされ、対抗要件を得る、

としている部分については施行前に開始した相続についても適用がある。

13. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

被相続人Aは、亡くなるまで長男B及びBの配偶者Xと同居していた。Xはパートをしていたが、Aの介護が必要となったことで仕事を辞め、自宅でAの介護を続けてきた。

相続人はBのほか、Aの子Cがいる。

Xは相続人であるB、Cに対し、どのような請求ができるか？

(1) 改正の必要性

例えば、相続人の妻が、被相続人（夫の父）の療養看護に勤めていた場合であっても、遺産分割手続きにおいて、寄与分を主張するといったことはできないというのは不公平ではないかとの指摘があった。

(2) 新法の内容

被相続人に対する

無償でおこなった

療養看護その他の労務の提供により

被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした親族（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由に該当する者及び廃除された者を除く。以下「特別寄与者」という。）は、

相続が開始した後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

特別寄与料に支払いについて、当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。

ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りではない。

家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

相続人が数人ある場合には、各共同相続人は、特別寄与料の額に当該共同相続人の相続分を乗じた額を負担する。

- 特別寄与者の請求権の権利行使手続きは、家庭裁判所にて行う。
- 遺産分割や寄与分の審判との併合は強制ではない

回答

Xは、B及びCに対して特別寄与料の請求をすることができる。

特別寄与料の請求は、相続の開始及び相続人を知った時から6か月または相続開始の時から1年を経過するとできなくなるので注意。

「療養看護型」の場合、被相続人の要介護度2以上が目安となり、また介護や看護の専門家でないことを考慮し、介護報酬額の0.5~0.8の係数を乗じて計算されるものと考えられる。

なお、「家業従事型」の場合は、3年程度の継続性が必要となると思われる。

(3) 施行日は令和1年7月1日

改正法の施行日前に開始した相続に関しては適用しない。